

指定学校変更許可基準

1 目 的

男鹿市立小・中学校通学区域に関する規則 第4条に基づく指定学校変更の許可基準について規定することにより、指定学校変更実施の適正化を図ることを目的とする。

2 許可基準

指定学校変更に関しての許可基準は、別表のように定める。

(別 表)

区分	事 由	許 可 基 準	必要書類	期間
1	病 気	○ 病気のため遠距離通学が不適当と認められる場合	・ 通学学校指定変更申立書 ・ 医師の診断書	必要とする期間
2	転居予定	① 家屋の新築または借家のため近く他学区に転居する場合 ② 小学校または中学校において最終学年中の転居による場合 ③ 学期途中で転居し、通学に支障がない場合	・ 通学学校指定変更申立書 ・ 建物確認通知書の写し ・ 建物賃貸契約書の写し (これらのいずれか)	必要とする期間
3	家庭環境(職業・病気等)への配慮 右2項目はH18・2月より、指定書に明記	① 両親共働き等により、下校後、保護者に代わって児童を保護する者が確保されている場合 ② 両親共働き等により、利用した学童保育先が異なる場合	・ 通学学校指定変更申立書 ・ 両親の勤務証明書 ・ 児童預かり証明書	必要とする期間 該当期間
4	児童生徒への配慮 右3項目はH18・2月より、指定書に明記	① いじめや不登校または身体的理由等やむを得ない事情があり、教育上必要と認められる場合 ※明示していなかったが、これまでも配慮してきた ----- ② 通学の利便性(距離が近い等)という理由がある場合 ③ 部活動(希望する部活が無い)等の理由がある場合	・ 通学学校指定変更申立書 ・ 校長の意見等	必要と認められた期間
5	そ の 他	○ その他教育委員会が必要と認めた場合〔短期間〕	・ 診断書(身体的理由の場合)	必要と認められた期間